

## 門真市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札に参加する者を一同に集めて行う入札から入札書を郵送する入札方式（以下、「郵便入札」という。）を採用することにより、入札に参加する者の負担軽減を図るとともに門真市が発注する競争入札を適正かつ合理的に行うため、別に定めるもののほか、郵便入札の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 郵便入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、門真市契約に関する規則（昭和39年規則第7号）その他の関係法令及びこの要領を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、門真市の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な開札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはならない。
- 3 入札参加者は、入札に際し、当該入札に関する契約に係る図面、仕様書、設計書、質問回答書その他門真市が交付する書類、契約書案その他契約締結に必要な条件のほか、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）及び関係法令を熟知した上で、入札に参加しなければならない。この場合において、入札参加者は、当該契約締結に必要な条件について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 4 入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(対象案件)

第3条 郵便入札の対象となる契約は、一般競争入札又は指名競争入札の方法により締結する契約のうち、競争入札を実施するに当たり、郵便入札を行う旨を入札公告又は指名通知書等（以下、「公告等」という。）で指定した案件とする。

(一般競争入札の公告)

第4条 郵便入札により一般競争入札を実施しようとする場合の入札の公告については、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 郵便入札により実施する旨
  - (2) 一般競争入札に付する事項（案件名、概要等及び予定価格）
  - (3) 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときは、その旨
  - (4) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (5) 入札書等の提出書類（以下、「入札書等」という。）と取得方法
  - (6) 設計書、図面及び仕様書の取得方法
  - (7) 質問の受付、方法、期間及び回答方法期限
  - (8) 入札書等の郵送先、郵送期間及び提出方法
  - (9) 入札保証金に関する事項
  - (10) 入札参加申請の取下方法
  - (11) 開札及び立会人に関する事項（場所及び日時等）
  - (12) 入札結果等の公表及び再度入札を行う場合の入札方法
  - (13) 入札の効力に関する事項及び無効となる入札
  - (14) 契約締結に関する事項及び支払条件
  - (15) 契約書作成の要否、契約条項を示す場所及び期間
  - (16) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決があつたときに本契約が成立する旨
  - (17) その他郵便入札に必要と認める事項
- 2 当該入札の公告は、入札書等の到着期限前少なくとも7日までに市掲示板に告示しなければならない。
- ただし、緊急やむを得ない事由があるときは、その期間を2日までに短縮することができる。

（指名競争入札の指名通知）

第5条 郵便入札により指名競争入札を実施しようとする場合の指名通知書については、次に掲げる事項を記載するものとする。

ただし、契約が議会の議決を要するものでないときは、第14号の記載しないことができるものとする。

- (1) 郵便入札により実施する旨
- (2) 指名競争入札に付する事項（案件名、概要等及び予定価格）
- (3) 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときは、その旨
- (4) 入札書等の配布方法
- (5) 設計書、図面及び仕様書の配布方法

- (6) 質問の受付、方法、期間及び回答方法期限
- (7) 入札書等の郵送先、郵送期間及び提出方法
- (8) 入札保証金に関する事項
- (9) 開札及び立会人に関する事項
- (10) 入札回数及び再度入札を行う場合の入札方法
- (11) 入札の効力に関する事項及び無効となる入札
- (12) 契約締結に関する事項及び支払条件
- (13) 契約書作成の要否、契約条項を示す場所及び期間
- (14) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決があつたときに本契約が成立する旨
- (15) その他郵便入札に必要なと認める事項

(一般競争入札を行う場合の資格審査方式の定義)

第6条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事前審査型一般競争入札（以下、「事前審査型」という。）  
入札に参加する者に必要な資格の審査を開札前に全ての入札参加者について行い、資格が確認された者による入札の結果に基づき、落札者を決定する方式をいう。
- (2) 事後審査型一般競争入札（以下、「事後審査型」という。）  
入札に参加する者に必要な資格の審査を開札後に、有効な最低の価格（収入の原因となる契約の場合は、最高の価格）をもって入札を行った者（以下、「落札候補者」という。）について行い、資格が確認された場合に落札者を決定する方式をいう。

(入札保証金等)

第7条 入札参加者は、公告等で指定する期限までに入札予定金額の100分の3に相当する額以上の入札保証金を納付したことが確認できる書類又はこれに代わる担保を外封筒に入れて提出しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合はこの限りでない。

なお、入札保証金を納付したことが確認できる書類又はこれに代わる担保の提出方法は、本項の規定により難いと認めるときは、公告等で別に定めることができる。

2 入札保証金に代わる担保は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 国債証券、地方債証券及び公社債証券

- (2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
  - (3) 銀行が発行する定期預金債権に対する質権設定証書
  - (4) 銀行及び市長が確実と認める金融機関の保証
- 3 第1項ただし書きに規定する入札保証金の全部又は一部の納付を免除する場合は、次の各号に定めるものとする。ただし、事後審査型にあっては、第2号の規定は適用しない。
- (1) 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
  - (2) 地方自治法施行令第167条の5第1項に規定する資格を有する者が、過去2箇年の間に市又は国若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したとき
  - (3) 本市の入札参加資格審査を受け、有資格者名簿に登録されているとき
- 4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約が確定した後に、落札者以外の者に対しては開札執行後に、これを還付する。

(入札書等の郵送方法等)

第8条 入札参加者は、入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で、次に定めるところにより入札を行わなければならない。この場合において、郵送に要する一切の費用は、入札参加者の負担とする。

- 2 入札書等は次に定める方法で郵送しなければならない。
- (1) 郵送に使用する封筒は、原則、公告等で指定する外封筒及び内封筒を用いること。
  - (2) 入札書に記載する日付は、開札日とすること。
  - (3) 内封筒には入札書及び内訳書を入れ、入札件名、入札参加者の商号又は名称、代表者職及び代表者氏名を記載するとともに貼り付け部分を入札参加者の代表者印で封印をし、「入札書在中」と朱書きすること。
  - (4) 外封筒には前号の内封筒及び公告等において提出を求めた書類を入れ、公告等で定める郵送先、入札件名、開札日、入札参加者の住所及び商号又は名称、代表者職及び代表者氏名を記載し、「入札関係書類在中」と朱書きの上、郵送するものとする。
  - (5) 入札書等は一般書留又は簡易書留（以下、「書留郵便」という。）の方法により郵送しなければならない。
- 3 郵送した入札書及び内訳書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

- 4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議、協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。
- 5 入札参加者は、落札者が契約締結をすることを妨げてはならない。
- 6 書留郵便以外の郵送方法による提出及び直接持ち込みによる提出は受け付けない。
- 7 入札書等が到着期限までに公告等で定める郵送先に到着しない場合は受け付けない。

(郵便入札の到着期限)

第9条 入札書等の到着期限は、公告等で定めるところによる。

(入札書等の保管等)

第10条 郵送された入札書等が到達したときは、外封筒を開封して入札書及び内訳書を封かんした内封筒を確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

(公正な郵便入札の確保)

第11条 入札参加者は、入札に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札参加申請の取下げ及び指名の辞退)

第12条 入札参加者が当該入札への参加申請を取下げ（以下、「取下げ」という。）又は指名を辞退（以下、「辞退」という。）するときは、開札日時までに郵送又は持参により書面を用いて行うものとする。

- 2 前項による取下げ又は辞退は、を次の各号に掲げる様式により、申し出るものとする。
  - (1) 入札参加申請取下書（様式E）
  - (2) 入札指名辞退届（様式F）
- 3 指名競争入札において、入札書に辞退する旨を明記して入札した場合も、

辞退とする。

- 4 入札を取下げ又は辞退をした者について、これを理由として以降の指名等について不利益な取り扱いを行ってはならない。

(資格確認等)

第13条 事前審査型にあつては、入札に参加する者に必要な資格の審査の結果を市ホームページに公表するものとする。ただし、再度入札を予定する場合にあつては、入札参加者に個別に結果を通知することとする。

事後審査型にあつては、この限りではない。

- 2 事前審査型及び指名競争入札にあつては、次の各号のいずれかに該当する者の入札は開札しないものとする。
  - (1) 第1項に規定する公告等に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者
  - (2) 公告の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又は当該行為をなした者

(開札)

第14条 郵便入札の開札は、公告等に示す日時及び場所において、立会人又は当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせ、執行するものとする。この場合において、入札参加者のうちから希望する者を2名までを開札に立ち合わせることができる。

- 2 開札の立会いを希望する者が1名に満たないときは、当該郵便入札事務に関係のない職員が開札に立ち合わなければならない。
- 3 第1回目の入札で落札者又は落札候補者が決定せず、再度の入札を行う場合は、別途指定する期限までに入札書を郵送により入札させるものとする。
- 4 開札の結果、落札又は落札候補となるべき同価格の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより落札者又は落札候補者を決定するものとする。

(立会人)

第15条 郵便入札の開札を行う場合は、入札参加者のうちから希望する者を2者まで立会人として選任し、当該入札の執行の公正性を確保するものとする。

- 2 前項の規定により選任した立会人(当該立会人の代理人を含む。以下同じ。)が当該開札に立ち会うことができなくなった場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- 3 立会人の選任は、原則、事前審査型にあつては入札参加資格審査結果の公表又は通知の日時から、事後審査型又は指名競争入札にあつては郵送期間締切日時から、公告等において指定した期日までの間に、郵便入札開札立会人申込書（様式G）を電子メール又はFAXにより送信した者の中から、受信順に2名までを選任するものとする。
- 4 選任された立会人に対しては、原則、電話により連絡するものとする。
- 5 立会人として選任された者の代理人となる者は、立会人委任状（様式H）を提出しなければならない。

#### （立会人の職務）

第16条 立会人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 落札者又は落札候補者が決定した際の最低の価格（収入の原因となる契約の場合は、最高の価格）をもって入札をした者及びその者の入札金額の確認
- (2) 再度入札を行う場合の予定価格調書が封入・封かんされた予定価格封筒に封印を行うこと。
- (3) 開札が公正に行われたことを証する立会人署名書への署名
- (4) その他郵便入札の執行の公正性を確保するため必要と認める事項

#### （再度入札）

第17条 第14条の開札の結果、第1回目の入札において落札又は落札候補となる入札が無いときは、1回を限度とし、再度入札を行うことができる。ただし、予定価格又は設計価格を事前に公表する入札については、再度の入札は行わないものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。
  - (1) 第21条第1号から第4号までの規定に基づき無効とされた入札をした者
  - (2) 第21条第15号の規定により無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不相当と認められるもの
  - (3) 第19条の最低制限価格を下回った入札をした者
- 3 再度入札を行う場合、第1回目の入札結果、再度入札を行う旨、再度入札への参加の可否及び最低入札価格（収入の原因となる契約の場合は、最高入札価格）等のその他必要と認められる事項を入札参加者にFAX等により通知するものとし、到着期限及び開札日は公告等において指定する日とする。
- 4 再度入札を行う場合、予定価格調書は、第1回目の開札後に職員が新たな

- 予定価格封筒に封かんするものとし、立会人の印によりこれに封印を行う。
- 5 再度入札の立会人は、第15条の規定を準用し、再度選任するものとする。
  - 6 前各項に定めるもののほか、再度入札に関する事項は、第1回目の入札の例による。ただし、再度入札にあつては、外封筒を使用せずに内封筒のみによって郵送することができるものとする。
  - 7 再度の入札をするときの入札保証金は、初度の入札に参加するために納付した入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)をもってあてる。

(くじによる落札者又は落札候補者の決定方法)

第18条 第14条第4項に基づく「くじ」の方法は、次の各項のとおりとする。

## 2 入札書の「くじ番号」欄に任意の3桁の数字を記入

入札参加者は、入札書提出時に、落札価格同額で複数者が並んだ場合に執行するくじに備えて、以下の各号に留意し、あらかじめ任意の3桁の数字「くじ番号」を設定すること。

- (1) 入札書の「くじ番号」欄に、任意の3桁の数字「000～999」を記入すること(「0」の桁も記入が必要)。
- (2) 1マスに1つの数字(0～9)を記入すること。
- (3) 入札参加者は数字が判別できるように入札金額と同様に丁寧に書くこと。
- (4) くじ用数字記入欄に数字が記入のない場合や1文字でも判別できない数字がある場合などは、000が記載されたものとみなす。

## 3 くじの手順

### (1) 抽選番号の決定方法

くじとなった場合、書留郵便の際に郵便局で割り当てられる「書留お問合せ番号」を使用して、くじを引く業者に番号(以下、「抽選番号」という。)を割り当てる。抽選番号の割り当て方法は次のとおり。

ア 「書留お問い合わせ番号」(11桁)の下4桁を抽出する。

なお、「書留お問い合わせ番号」とは郵便追跡用に使用する番号で、合計11桁で構成され、書留の受領証に「お問い合わせ番号」として表示されているもの。「引受番号」ともいう。

イ 下4桁の数字が小さいものから順に抽選番号を割り当てる。

抽選番号は0から始まり、順番に0→1→2→3…と順次決定する。

ウ 下4桁が同一の数字の場合は、下5桁目(5桁目も同じの場合は6桁目)以降の数字を順次参照する。

### (2) 落札者又は落札候補者の決定方法

落札者又は落札候補者を決定する番号(以下、「当選番号」という。)の算



出は、入札書に入札参加者が書いた「くじ番号」を使用して決定する。落札者又は落札候補者の決定方法は次のとおりとする。

ア 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計する。

イ その合計額を同額入札者の数で割り、「余り」の数を算出する。この「余り」の数字を落札者又は落札候補者決定の「くじの当選番号」（以下、「当選番号」という。）とする。

ウ 前号の「抽選番号」と「当選番号」の数が一致した者を落札者又は落札候補者とする。

エ 落札候補者の入札が事後審査により無効となった場合等で次点者以降を決定する方法は、次のとおりとする。

(ア) 「当選番号」に1を加えた数字を「第2候補者（以下「次点者」という。）の当選番号」とし、その「次点者の当選番号」をもって次点者を決定する。ただし、その数字が「抽選番号」にない場合は0とし、「抽選番号」が0の者を次点者とする。

(イ) 更に次点者（3番目以降）が必要な場合は、(ア)で決定した「次点者の当選番号」に1を加える方法で順次同様に決定していく。

(落札者の決定及び通知)

第19条 事前審査型にあつて事前に入札参加資格を認めた者又は指名競争入札にあつて指名された者について、予定価格の範囲内（地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格（収入の原因となる契約の場合は、最高の価格）をもって入札を行った者を落札者として決定するものとする。

2 事後審査型によって入札参加資格の確認を行うこととしたときの落札者の決定は、開札後、落札候補者から順に入札参加資格要件について確認を行い、確認した日をもって落札者として決定するものとする。

なお、入札参加資格確認の結果、落札者が決定したときは、既に入札参加資格の確認を受けた者を除き、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わないこととする。ただし、当該落札候補者が入札参加資格を有しないと確認したときは、当該落札候補者を除いて予定価格の範囲内（地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格（収入の原因となる契約の場合は、最高の価格）をもって入札をし、かつ、入札参加資格を有する者を落札者として決定するものとする。

(入札結果の公表)

第20条 落札者又は落札候補者を決定したときは、速やかに当該落札者又は落札候補者に連絡することとし、落札者と契約を締結した際は、入札結果を市ホームページ及び情報コーナーにおいて公表し、落札候補者が決定した際は、入札結果を市ホームページにおいて公表するものとする。

2 落札者又は落札候補者以外の入札参加者に対する通知は、前号の規定による公表を行うことで通知に代えるものとする。

(入札の無効)

第21条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加する資格を有しない者がした入札
- (2) 委任状を添付しない代理人がした入札
- (3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を提出しない者（入札保証金の納付を免除された者を除く）のした入札
- (4) 入札に際して談合等、不正行為を行ったと認められる入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不明瞭な入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (8) 内訳書の提出を求めた場合であって、提出された内訳書に記載された額と異なる価格でした入札又は内訳書の各項目に0円で記載した入札
- (9) 内訳書等必要とする書類を添付しない入札
- (10) 予定価格又は最低制限価格を設定した入札において、予定価格を上回る価格での入札又は最低制限価格を下回る価格での入札
- (11) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出した入札
- (12) 入札書郵送用の内封筒に件名、商号もしくは名称及び差出人名が記載されていない又はそれらの記載が不明瞭で確認できない入札
- (13) 入札書郵送用の内封筒記載の件名、商号又は名称及び差出人名と同封された入札書の件名、商号又は名称及び差出人名が相違する入札
- (14) 再度入札において、指定の方法以外で提出された入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の延期、中止)

第22条 郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正行為等があると認めるときは、従来の郵便によらない紙の入札に変更すること

ができる。この場合においては、この要領は適用せず、門真市入札心得に基づく入札を行うものとする。

- 2 入札参加者が第2条及び第11条に抵触したおそれがあるとき等門真市が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止することがある。
- 3 前項の規定により門真市が調査を行うときは、入札参加者は当該調査に協力しなければならない。
- 4 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

#### (契約書の提出)

第23条 落札者は、落札決定の日から速やかに契約書を作成し、記名押印の上、提出しなければならない。

- 2 落札者は、前項に定める契約書を提出しないとき又は第25条第2項の場合に該当するときは、落札者としての権利を失う。

#### (契約の解除)

第24条 落札者が契約を締結した場合において、当該落札者が、独占禁止法、刑法第96条の6若しくは第198条若しくは契約に違反する行為又は地方自治法施行令第167条の4第2項第2号に該当する行為を行ったと認められるときは、門真市は、契約を解除することができる。

#### (議会の議決を要する契約)

第25条 議会の議決に付すべき契約の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）に規定する契約については、議会の議決を経た日から本契約としての効力を生ずるものとし、それまでは仮契約としての効力を有するものとする。

- 2 落札決定のときから前項の契約が本契約としての効力を生ずる日までの期間内に、落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、門真市は、仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことができる。
  - (1) 各種法令の規定による営業停止の処分を受けた場合
  - (2) 各種法令の規定による取消処分を受けた場合
  - (3) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けた場合

(4) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24年6月1日施行）に基づく入札参加除外の措置を受けた場合

3 前項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じたとしても、門真市は、その責めを負わないものとする。

(異議の申立)

第26条 郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかったことに対し、異議を申し立てることはできないものとする。

(違反行為への措置)

第27条 入札行為及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当する行為を行ってはならない。これらの要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第28条 この要領に定めるもののほか、入札の手続については、門真市の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、令和3年2月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月10日から施行する。

## 一般競争入札参加申請書

門真市長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

電話

FAX

メールアドレス

このたび、門真市発注の下記の案件に係る一般競争入札に参加致したく、別紙添付書類を添えて申出します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

1 件名

2 添付書類

## 配置予定技術者調書

氏 名	
資格の名称※1	
技 術 部 門	
実務経験年数	年

※1 資格者証等の写しも添付すること。

# 質問・回答書

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
担当 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_

件名 \_\_\_\_\_

	質問	回答
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

送信先	(e-mailアドレス)
	電話 ( ) (内線 )

(様式D)

令和 年 月 日

門真市長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

印

## 積 算 内 訳 書

件名

内訳

(単位:円)

項 目	数 量	金 額 (税抜)
合 計		

※合計欄に各内訳の金額を加算したものと一致しない金額又は各項目に0円で記載したものは無効とする。

※金額欄には金額以外は記入をしないこと。



(様式E)

令和 年 月 日

門真市長 宮本 一孝 様

## 入 札 参 加 申 請 取 下 書

件 名

---

上記の件につき、弊社の都合により、令和 年 月 日に行った入札参加申請を取り下げます。

住 所

商号又は名称

代 表 者

⑩

(様式F)

令和 年 月 日

門真市長 宮本 一孝 様

## 入 札 指 名 辞 退 届

件 名

---

上記の件につき、指名を受けましたが、弊社の都合により、上記の入札を辞退します。

住 所

商号又は名称

代 表 者

⑩

(様式G)

郵便入札開札立会申込書

令和 年 月 日

門真市長 様

住所  
商号又は名称  
代表者名 印  
電話 \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_

下記のとおり郵便による入札の開札立会を申し込みます。

記

案件名	
開札日時	
開札場所	

注1 本書は、入札公告又は指名通知書等に指定する期限までに指定する宛先にファックス又は電子メールにより送信してください。選任された立会人には電話により、その旨をお知らせします。

注2 ファックス送信の場合は、押印した原稿を読み取り送信してください。

注3 本書の提出に対して、許可書等は発行しません。開札日時の10分前までに開札場所へご参集ください。

注4 開札後、立会人には郵便入札書類の内容を確認いただき署名をお願いします。（再度入札を行う場合は、予定価格調書に封印して頂くため、印鑑をご持参ください。）

第16条 立会人の職務は、次のとおりとする。（門真市郵便入札実施要領より抜粋）

- (1) 落札者又は落札候補者が決定した際の最低の価格（収入の原因となる契約の場合は、最高の価格）をもって入札をした者及びその者の入札金額の確認
- (2) 再度入札を行う場合の予定価格調書が封入・封かんされた予定価格封筒に封印を行うこと。
- (3) 開札が公正に行われたことを証する立会人署名書への署名
- (4) その他郵便入札の執行の公正性を確保するため市長が必要と認める事項

(様式H)

令和 年 月 日

門真市長 宮本 一孝 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

印

## 立 会 人 委 任 状

私儀、都合により  
を代理人と定め、下記件名  
の開札立会人に係る一切の権限を委任します。

記

1 件 名

(様式1)

郵便入札用

# 入札書

## 入札金額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※金額の頭に¥をつけること。

## 件名

---

上記の金額をもって、御市の設計書、**図面及び仕様書**を熟知のう  
え入札いたします。

令和 年 月 日

門真市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

くじ番号

※くじ番号の記入欄にはそれぞれ0～9の番号を必ず記入して  
ください。

--	--	--

※くじ番号が空白又は1文字でも判別できない数字がある場合は000が記入された  
ものとみなします。

# 委任状

門真市長 様

所在地

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

(実印)

下記の者を代理人と定め、件名：\_\_\_\_\_にかかると下記事  
項に関する権限を委任します。

記

委任事項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 保証金納入及び受領に関する件
- 4 代金支払請求及び受領に関する件

【受任者】

所在地

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

(使用印)

# 立 会 人 署 名 書

1. 件 名

2. 開 札 日 時 令和 年 月 日 ( ) 午後 時

3. 場 所 門真市役所本館 2 階入札室

上記入札（開札）が、適正に執行され、公正に落札者又は落札候補者が決定されたことを証するため、ここに署名する。

商号又は名称 \_\_\_\_\_  
立会人氏名 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_  
立会人氏名 \_\_\_\_\_